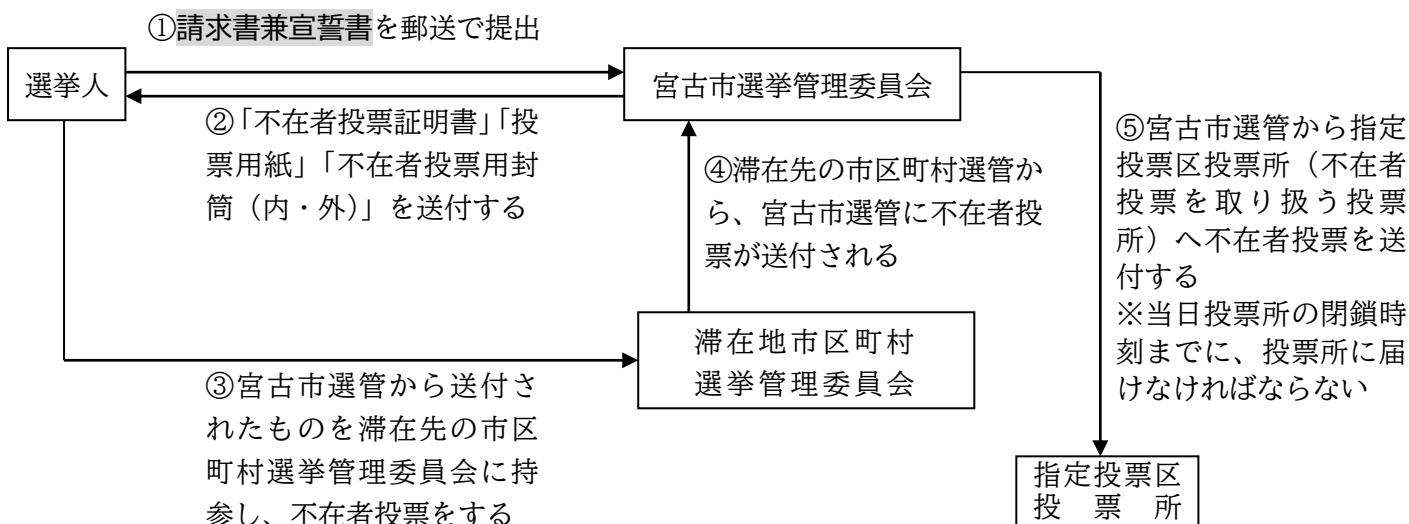


## ◆他市町村選挙管理委員会での不在者投票の方法



- ① 請求書兼宣誓書に必要事項を記入し、宮古市選挙管理委員会へ送付してください。
  - ② 請求書に記載した住所に宮古市選挙管理委員会から「不在者投票証明書」（封筒入）「投票用紙」「不在者投票用封筒（内封筒、外封筒）」（下記のもの）を送付します。

(不在者投票証明書)	(投票用紙)	(内封筒)	(外封筒)
<p>選挙人</p> <p><input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/></p> <p>注意 この封筒は開けたまま不在者投票管理者は提出してください。 開封すると不在者投票はできません。</p> <p>不在者投票証明書作成中</p>	<p>候補者氏名</p> <p>印影</p> <p>令和〇〇〇〇年〇〇月〇〇日執行 〇〇〇〇選挙 不在者投票 (外封筒)</p> <p>注意 この封筒には何も記載しないでください。 この封筒に記載する投票用紙を入れ、封をしたうえ、外封筒に入れてくれと封をしてください。</p> <p>印影</p>	<p>(内封筒)</p>	<p>印影</p> <p>記載に代理投票人氏名の代理投票 注意 投票者氏名欄は必ず自分で書いてください。</p> <p>投票区名 選挙人名簿番号 選挙人氏名</p> <p>頁番 男・女</p>

※上記投票用紙は実物と異なります。  
※投票用紙については以下の通りです。

◆宮古市議会議員補欠選挙  
白色に黒刷りの投票用紙に、候補者の氏名を自書してください。

- ③ 到着したら、投票用紙などの書類一式を滞在先の市区町村選挙管理委員会へ持参して不在者投票をしてください。不在者投票証明書を開封したり、不在者投票所以外の場所で投票用紙に記載すると、投票が無効となります（この投票用紙等を使用して滞在先の選挙管理委員会で投票できなくなります）のでご注意ください。（不在者投票をする場所、時間などについては、滞在先の市区町村選挙管理委員会へお問い合わせください。）

④ 記載した投票用紙等は、投票した市区町村選挙管理委員会から宮古市選挙管理委員会へ送付されます。

⑤ 宮古市選挙管理委員会から指定投票区投票所（不在者投票を取り扱う投票所）に不在者投票を送付します。